

2023年8月2日満期 判定価格逡減型期限前償還条項付 ノックイン条項付
他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン社債
(Zホールディングス)

| 利 率(年率) | | |
|---------|-----------|------------------|
| | 課税前 | 課税後(小数点第3位未満切捨て) |
| 当初約3か月 | 6.00% | 4.781% |
| 以 降 | 6.00% | 4.781% |
| | または 0.50% | または 0.398% |

課税後の年利率は、課税前の年利率の20.315%にあたる税金が差し引かれた利率となります。

| 期 間 |
|-------------------------|
| 約3年 最短の場合、約3か月で期限前償還 |

| 売 出 期 間 |
|----------------------|
| 2020年 6月25日～7月22日 |

| 商 品 概 要 | |
|--------------------------------|--|
| 発 行 者 | クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク |
| 発 行 者 格 付 | Aa3 (Moody's)/A+ (S&P)/A+ (Fitch) ※本格付は無登録格付です。 |
| 額 面 金 額 | 100万円 |
| 申 込 単 位 | 100万円以上、100万円単位 |
| 売 出 価 格 | 額面金額の100.00% |
| 発 行 日 | 2020年7月22日 |
| 受 渡 期 日 | 2020年7月27日(=利息起算日および基準価格決定日) |
| 満 期 償 還 日 | 2023年8月2日(期間約3年、最短の場合、約3か月で期限前償還) |
| 対 象 株 式 | Zホールディングス株式会社 普通株式(証券コード: 4689、売買単位: 100株) |
| 基 準 価 格 | 対象株式の基準価格決定日における前場の売買高加重平均価格(1円未満四捨五入) |
| 評 価 価 格 | 対象株式の始値 |
| 利 払 期 日 | 2020年11月2日以降の毎年2月/5月/8月/11月の各2日 |
| 利 率 決 定 日 | 2回目以降の各利払期日の7取引予定日前の日 |
| 利 率 決 定 価 格 | 基準価格の80.00%(1円未満切捨て) |
| 利 率 お よ び 利 息 額 (年 率、課 税 前) | 初回:6.00%(15,833円) 2回目以降:各利率決定日の評価価格が、 利率決定価格①以上の場合:6.00%(15,000円) ②未満の場合:0.50%(1,250円) |
| 期 限 前 償 還 日 | 満期償還日を除く各利払期日 |
| 期 限 前 償 還 判 定 日 | 各期限前償還日の7取引予定日前の日 |
| 期 限 前 償 還 判 定 価 格 | 初回期限前償還日は基準価格の105.00% その後は期限前償還日ごとに2.00%ずつ逡減した水準(1円未満切捨て) |
| 最 終 評 価 日 | 満期償還日の7取引予定日前の日 |
| ノックイン事由 | 観察期間中に対象株式の終値が一度でもノックイン価格以下になること |
| ノックイン価格 | 基準価格の50.00%(1円未満切捨て) |
| 観 察 期 間 | 基準価格決定日の翌取引予定日から最終評価日の直前の取引予定日までの期間(両日含む。) |
| 行 使 価 格 | 基準価格の100.00%(1円未満切捨て) |
| 営 業 日 の 調 整 | 満期償還日、利払期日、期限前償還日が非営業日の場合は翌営業日、翌暦月になる場合は直前の営業日となります。 |
| 償 還 の 方 法 | 期限前償還および満期償還の方法は次項をご参照ください。 |

お取引にあたっては、目論見書および契約締結前交付書面をよくお読みください。

目論見書のご請求、お申込みは…

【利率決定ならびに償還に関するイメージ図】

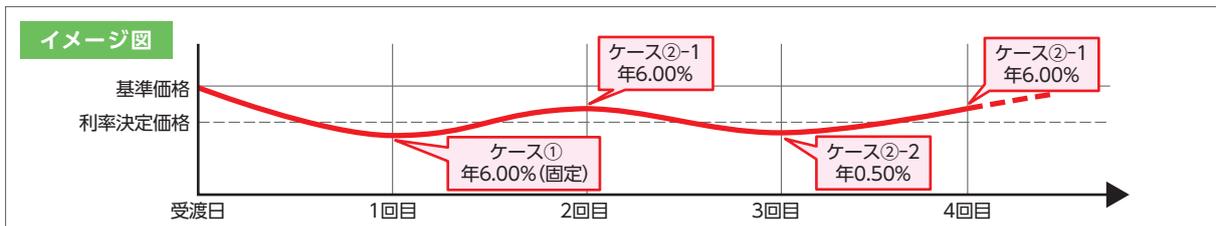
利率決定価格は基準価格の80.00%、ロックイン価格は基準価格の50.00%、行使価格は基準価格の100.00%、期限前償還判定価格は以下のとおりです。(すべて1円未満切捨て)

| | | | | | |
|-----|--------------|-----|--------------|------|--------------|
| 1回目 | 基準価格の105.00% | 5回目 | 基準価格の 97.00% | 9回目 | 基準価格の 89.00% |
| 2回目 | 基準価格の103.00% | 6回目 | 基準価格の 95.00% | 10回目 | 基準価格の 87.00% |
| 3回目 | 基準価格の101.00% | 7回目 | 基準価格の 93.00% | 11回目 | 基準価格の 85.00% |
| 4回目 | 基準価格の 99.00% | 8回目 | 基準価格の 91.00% | 12回目 | 該当なし |

利率決定について(年率・課税前)

ケース① 初回は、対象株式の株価水準にかかわらず額面金額につき、6.00%(固定)

ケース② 2回目以降は、各利率決定日の評価価格が、
 1. 利率決定価格以上の場合：額面金額につき、6.00%
 2. 利率決定価格未満の場合：額面金額につき、0.50%

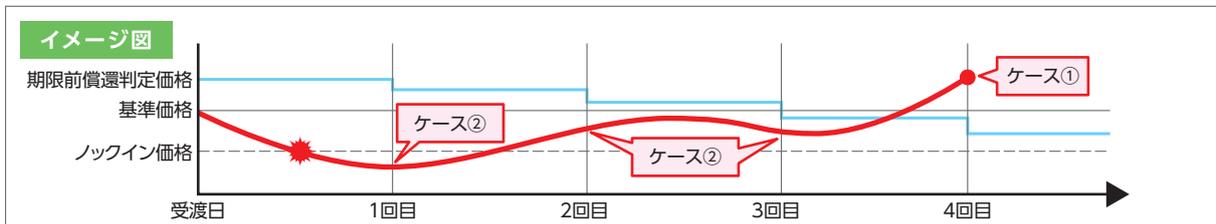


期限前償還について

ロックイン事由発生の如何にかかわらず各期限前償還判定日の評価価格が、

ケース① 関連する期限前償還判定価格以上の場合：額面金額の100.00%で期限前償還

ケース② 関連する期限前償還判定価格未満の場合：次回の期限前償還判定日(もしあれば)に同様の判定



満期償還について

期限前償還されずに満期償還となり、

ケース① ロックイン事由が発生しなかった場合：額面金額の100.00%

ケース② ロックイン事由が発生し、かつ最終評価日の評価価格が、
 1. 行使価格以上の場合：額面金額の100.00%
 2. 行使価格未満の場合：現物償還(現物決済額の対象株式および残余現金額(もしあれば))

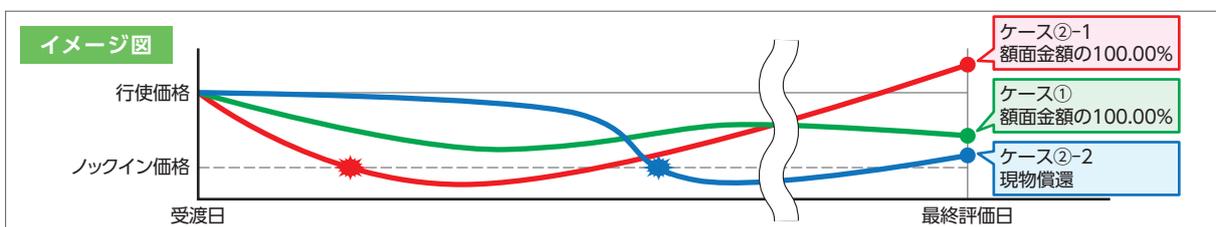
確定株式数：額面金額÷行使価格(小数第6位四捨五入)

現物決済額：確定株式数以下の売買単位の最大整数倍の対象株式数

残余現金額：(確定株式数-現物決済額)×最終評価日の評価価格(1円未満四捨五入)

●現物決済額および残余現金額の計算は額面金額毎になされます。

●満期償還時に確定株式数が売買単位未満となった場合、株式の交付は行われず残余現金額のみでの償還となります。



【本社債の想定損失額について】

以下は、本社債の価格に影響を与える主な金融指標である対象株式の株価のヒストリカルデータおよび一定の仮定に基づく、想定損失額のシミュレーションです。(将来における実際の損失額を示すものではありません。)

対象株式の株価の過去約10年間の**最大下落率は68%**です。(出典:ブルームバーグ・エルピー)
想定損失額の試算は、観察期間中に**ノックイン事由が発生したことを前提**としています。

【満期償還時の想定損失額について】

1 ヒストリカルデータから想定される満期償還時の損失額について

対象株式の最終評価日の評価価格が最大下落率と同様に基準価格から**68%下落**してノックイン事由が発生した場合、額面金額あたりの**想定損失額は680,000円**(満期償還時評価額は320,000円)となります。(1万円未満四捨五入)

前提条件 ●前出の対象株式の株価の過去約10年間の最大下落率をもとに算出しています。

ご留意事項 ●下落率は期間中の最高値と最安値の比較を示したものであり、時間的推移は考慮しておりません。

●現物償還の場合、現物決済額の対象株式および残余現金額(もしあれば)により償還となりますが、上述の満期償還時評価額は、現物決済額について償還後に最終評価日の評価価格と同一の株価で評価したと仮定して計算しています。

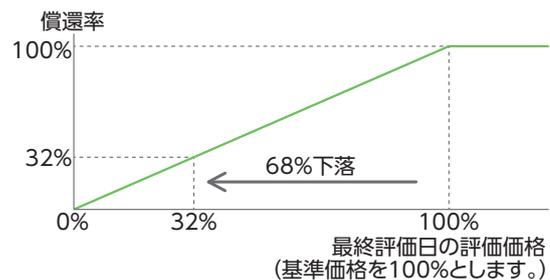
●現物決済額の対象株式は、償還の日における対象株式の終値が取得価額となります。

2 対象株式の株価がさらに下落した場合の損失額について

最大下落率を超えて対象株式の株価がさらに下落した場合、実際の損失額は想定損失額を大きく上回る可能性があります。**(注)**

◇想定損失率・償還率のイメージ

| 最終評価日の評価価格 | 想定損失率 | 償還率 |
|------------|-------|-----------|
| 基準価格の100% | 0% | 額面金額の100% |
| 基準価格の 90% | 10% | 額面金額の 90% |
| 基準価格の 80% | 20% | 額面金額の 80% |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 基準価格の 20% | 80% | 額面金額の 20% |
| 基準価格の 10% | 90% | 額面金額の 10% |
| 基準価格の 0% | 100% | 額面金額の 0% |



【中途売却時の想定損失額について】

1 ヒストリカルデータから想定される中途売却時の損失額について

対象株式の株価が発行直後に前出の最大下落率と同様に基準価格から68%下落してノックイン事由が発生し、その後期中のいずれかの日に売却できたと仮定した場合、現時点で試算できる中途売却時の想定損失額は**750,000円**となります。

前提条件 ●ヒストリカルデータより算出された株価・株価変動率・円金利の最大変動幅をもとに試算しています。

●満期償還時の想定損失額とは異なり、期中の受取利息を考慮しています。

ご留意事項 ●当該想定損失額は前提条件をもとに簡易的に試算した理論値であり、売却時における実際の損失額とは異なります。

●実際の売却価格は、試算では考慮していない要因(発行者の信用状況、残存期間、流動性、配当、その他の要因等)の変化等によっても影響を受けて変動します。

2 中途売却時の想定損失額のご注意点

●本社債は国債などと異なり流通市場は確立されておらず、償還前に売却することは困難です。

●本社債は仕組債券であり、元来償還前の売却を想定していないことから、実際の中途売却時の買取価格は、さらに中途売却に伴い発生する費用を割り引かれた金額として計算されるため、実際の損失額は**前出の中途売却時の想定損失額を大きく上回る可能性があります。(注)**

そのため、中途売却時に①最大下落率ほど対象株式の株価が下落しなかった場合、②期中にノックイン事由が発生していない場合、③対象株式の株価が期限前償還判定価格や基準価格を上回っている場合でも**前出の中途売却時の想定損失額を大きく上回る可能性があります。(注)**

(注) 投資元本が全額毀損する可能性はありますが、それを上回る損失が発生することはありません。

対象株式終値の過去の推移(週足)

(出典:ブルームバーグ・エルピー)



【本社債の主なリスク】

本社債は、対象株式の株価水準により直接影響を受けます。また、本社債への投資には、以下に記載するようなリスクがあります。

■元本リスク

本社債の償還は、観察期間中にノックイン事由が発生し、かつ最終評価日の評価価格が行使価格未満となった場合には、現物決済額の対象株式および残余現金額(もしあれば)によって行われます。対象株式による償還が行われた場合、その評価額および残余現金額(もしあれば)の合計額は、投資元本を下回り、損失が生じるおそれがあります。(注)

■信用リスク

本社債の利息および償還金額の支払い、または対象株式による償還は、発行者等の義務となっております。したがって、発行者等の財務状況の悪化等により発行者等が本社債の利息もしくは償還金額を支払わず、もしくは支払うことができない場合、または対象株式による償還をせず、もしくは償還することができず、残余現金額(もしあれば)を支払わず、もしくは支払うことができない場合、投資家は損失を被り、または投資元本を割り込むことがあります。また、本社債の満期償還は現物決済額の対象株式および残余現金額(もしあれば)により行われる場合があるため、対象株式発行会社の信用低下により、投資家は損失を被り、または投資元本を割り込むことがあります。(注)

■期限前償還リスク

本社債は、各期限前償還判定日の評価価格が期限前償還判定価格以上であった場合に期限前償還されます。その際に期限前償還された償還金額を再投資した場合、期限前償還されない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りが得られない可能性(再投資リスク)があります。

■利率変動リスク

本社債の利率について、当初の固定利率期間経過後、各利率決定日の評価価格が利率決定価格以上か、もしくは利率決定価格未満かにより各利払期日に適用される利率が変動します。

■中途売却時のリスク

本社債の流通市場は確立されておらず、償還前に売却することは困難です。仮に売却出来た場合でも、本社債の市場価格は、主として、対象株式の株価および金利の変動、発行者等および対象株式発行会社に関する外部評価の変化(例えば格付業者による格付の変更)、またはその他の要因の影響を受け変動します。したがって、償還前に本社債を売却する場合には、投資元本を割り込む可能性があります。(注)

(注)投資元本が全額毀損する可能性はありますが、それを上回る損失が発生することはありません。

【その他のご注意事項】

- ◆本社債をご購入される場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ◆本社債のお取引に関しては金融商品取引法第37条の6の適用はないため、クーリング・オフの対象にはなりません。
- ◆利息・償還金のお支払いは原則、利払期日・償還日の翌営業日以降となります。
- ◆本社債の申込および払込は「外国証券取引口座約款」に従ってなされます。
- ◆現物決済額の対象株式および残余現金額(もしあれば)による償還の場合、実際に株式が交付されるまで数日かかる場合がございますのでご了承下さい。

日本国内の税制上の取扱いについて

本社債は税制上、特定公社債に該当するものと考えられます。その取扱いは上場株式等に対する税制と一体化されており、概ね以下のとおりとなります。

個人の場合

- ① 利子に対する税金 復興特別所得税を加味した20.315%(所得税等15.315%、住民税5%)の源泉徴収が行われた後、申告不要又は申告分離課税のいずれかを選択できます。
- ② 譲渡(償還)益に対する税金 上場株式等の譲渡所得等として20.315%(所得税等15.315%、住民税5%)の申告分離課税の対象となります。
- ③ 譲渡(償還)損の取扱い 上場株式等の譲渡損失として、上場株式等(特定公社債等を含みます)の譲渡益や利子・配当等との損益通算が可能です。また、翌年以降3年間の繰越控除の適用も可能です。

法人の場合

利金・償還差損益ともにその事業年度の所得として法人税・地方税の対象となります。

上記税務上の取扱いは税制改正等により将来変更される場合があります。詳細は税理士等の専門家へお問い合わせいただきますようお願い致します。

また、本社債の保有については、お客様固有の法律、税務等に照らし合せ、税理士等とも十分にご相談の上、ご自身でご決定頂きますようお願い致します。

無登録格付に関する説明書

西日本シティ T T 証券株式会社

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

| | S&P グローバル・レーティング | ムーディーズ・インベスターズ・サービス | フィッチ・レーティングス |
|--|---|--|--|
| ○格付会社グループの呼称等について | ・格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング ・グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号） | ・格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス ・グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号） | ・格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。） ・グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号） |
| ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について | S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（ http://www.standardandpoors.co.jp ）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（ http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered ）に掲載されております。 | ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（ https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx ）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。 | フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（ https://www.fitchratings.com/site/japan/ ）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。 |
| ○信用格付の前提、意義及び限界について | S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。 信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。 S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。 | ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。 ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。 | フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自身が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。 フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。 信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。 |

この情報は、2019年9月27日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社、ムーディーズ・ジャパン株式会社又はフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

仕組債の取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容および商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店またはお客様相談窓口（電話番号 092-707-3009）までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の金融ADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用も可能です。

- 指定紛争解決機関（金融ADR機関）
・特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル 通話料無料）

（注）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。